

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分……………一
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………一
- 市街地再開発組合の設立認可……………二
- ………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(四件)……………三
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………六
- ………(同)……………六
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………七
- ………(同)……………七
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………八
- ………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………八
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………九
- ………(同)……………九
- 東京都の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画……………一〇
- ………(産業労働局農林水産部水産課)……………一〇
- 開発行為に関する工事完了……………一一
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………一一

告示

●東京都告示第八百四十九号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社ディアハウス

(二) 代表者氏名 代表取締役 岩間 泰輔

(三) 主たる事務所の所在地 杉並区方南二丁目十二番十四号

(四) 免許証番号 東京都知事(4)第七六八九三号

(五) 免許年月日 平成二十五年十一月二十七日

二 処分年月日 平成二十九年十二月九日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

一 被処分者

(一) 商号 株式会社オクトハウス

(二) 代表者氏名 代表取締役 井上 浩明

(三) 主たる事務所の所在地 中央区佃二丁目十八番四号鎌田ビル三〇一

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九六一四五号

(五) 免許年月日 平成二十五年十二月二十七日

二 処分年月日 平成二十九年十二月十六日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

一 被処分者

(一) 商号 有限会社ネオ・トップ

(二) 代表者氏名 取締役 河部 新

(三) 主たる事務所の所在地 渋谷区千駄ヶ谷五丁目三十二番五号

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九六八五五号

(五) 免許年月日 平成二十六年七月二十五日

二 処分年月日 平成二十九年十二月十三日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

●東京都告示第八百五十号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき新橋田村町地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年十二月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

新橋田村町地区市街地再開発組合

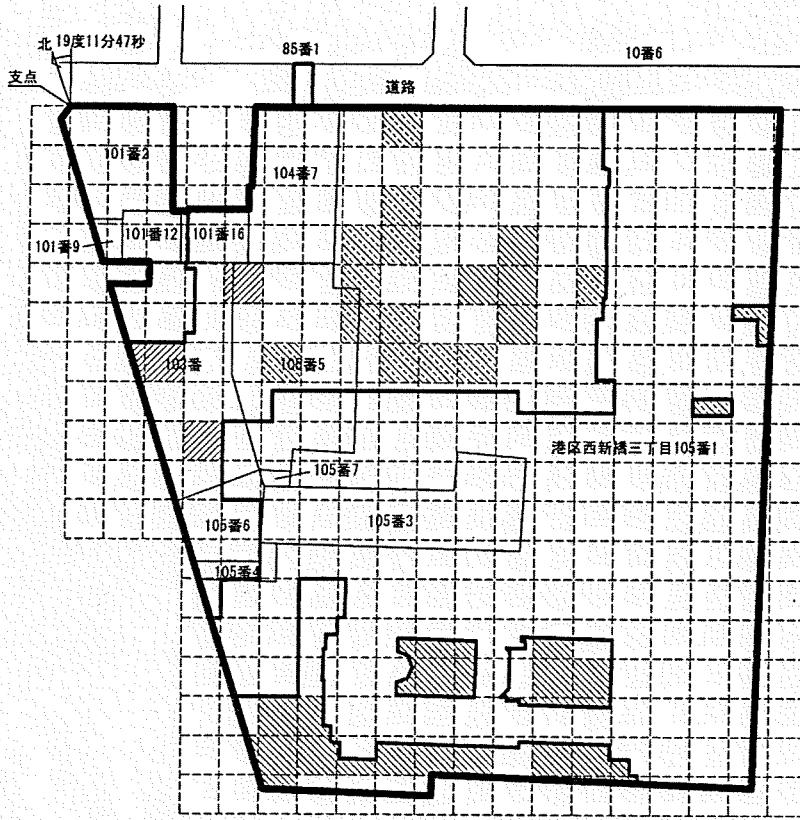
二 事業施行期間

平成二十九年十二月二十六日から平成三十五年三月三十一日まで

三 施行地区

港区西新橋一丁目地内

別図



- 【凡例】
- - - : 単位区画
 - : 筆境界
 - : 調査対象範囲
 - : 敷地境界
 - ▨ : 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
 - ▨ : 形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第1449号により指定した区域)
 - ▨ : 形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第819号により指定した区域)

【支点】
 支点は、港区西新橋三丁目101番2の最北端とする。

【格子の回転角度(19度11分47秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千八百五十二号

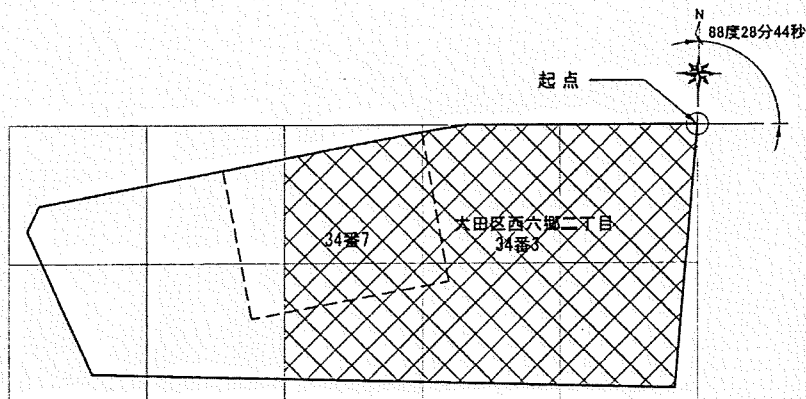
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区西六郷二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡 例】

- 形質変更時要届出区域
- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地

【起 点】

起点は、大田区西六郷二丁目34番3の最北端とする。

【格子の回転角度(88度28分44秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千八百五十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区新砂二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物